

設計者の皆様へ

盛土規制法の運用開始に伴う建築確認申請における留意点について

令和 7 年 1 月 23 日
神奈川県建築行政連絡協議会

県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市では、令和 7 年 4 月 1 日から盛土規制法の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）における宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）を指定し、運用を開始します。

盛土規制法は、建築基準法の建築基準関係規定であることから、運用開始に伴い、建築確認申請に影響が大きい次の 2 点についてご留意いただきますようお願いいたします。

1 「(建築確認申請用) 盛土規制法等判定チェックリスト」の添付について

盛土規制法の運用開始に伴い、県内全域が規制区域となることから、神奈川県建築行政連絡協議会では、建築確認申請における盛土規制法の規定に係る添付図書として、「(建築確認申請用) 盛土規制法等判定チェックリスト」を作成致しました。

盛土規制法の運用開始日（令和 7 年 4 月 1 日）以降に建築確認申請を行う場合には、設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、必要事項を記載のうえ、建築確認申請時に本チェックリストを添付していただくようお願い致します。

規模によっては、盛土規制法等の事前相談・許可を要する場合がありますので、ご対応をお願いいたします。

2 盛土規制法の運用開始日前後における建築確認申請等の手続について

盛土規制法の運用開始日（令和 7 年 4 月 1 日）前後における建築確認申請等の手続について、工事着手の時期により、必要な手続が異なります。

当該手続に関し、「盛土規制法の運用開始日前後における建築確認申請等の手続について」を作成致しましたので参考になさってください。

※神奈川県建築行政連絡協議会

県内における建築基準法に基づく建築行政を行う、13 特定行政庁（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市）及び神奈川県内を業務区域とする指定確認検査機関において構成された協議会です。